

平成30年 第2回 定例

摂津市教育委員会会議録

開催日時 平成30年2月21日(水) 午後2時00分開会
午後4時20分閉会

開催場所 摂津市役所 本館3階 301会議室

付議事件

議案番号	件名	審議結果
5	教職員人事の件	承認
6	教職員人事の件	承認
7	摂津市学校医及び園医、学校歯科医の変更の件	承認
8	摂津市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部を改正する規則制定の件	承認
9	摂津市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則制定の件	承認
10	摂津市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定の件	承認
11	平成29年度摂津市学力定着度調査の結果の公表を定める件	承認

報告事項

件名
事業実施に伴う後援等名義の使用許可について
平成30年度歳入歳出予算案(教育委員会所管分)について
平成29年度1月までの問題行動等報告について
平成29年度1月までの問題行動等報告具体的事案について
摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
各課事業日程報告について

出席者

委員 長 委員長職務代理者 委員 委員 教育 長 教育次長兼教育総務部長 次世代育成部長	大矢優子 福元 実 山手知栄子 西川俊孝 箸尾谷知也 北野人士 前馬晋策	教育総務部参事 兼子育て支援課長 総務課長 子育て支援課参事 生涯学習課長 こども教育課長 学校教育課長 学校教育課参事 兼課長代理 教育支援課長 兼教育センター所長 教育支援課参事 兼課長代理	石原幸一郎 溝口哲也 木下伸記 柳瀬哲宏 浅田明典 野本憲宏 奥野友紀 撰田裕美 大崎貴子	総務課長代理 兼保健給食係長 こども教育課長代理 総務課総務係長 総務課係員	藤原英昭 星野涼子 岡田哲也 窪 秀昭
--	--	---	---	--	------------------------------

委員長

ただいまから、平成30年第2回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は西川委員です。よろしくお願いいたします。

本日は付議事件が7件、報告事項が6件ございます。

まず、本日の議事進行について各委員にお諮りします。

議案第5号、議案第6号につきましては、教職員の人事に関する案件のため、報告事項(4)につきましては、個人が特定される恐れがあるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項の規定によりまして、秘密会として行いたく存じます。

従いまして、議案第7号から11号まで審議し、続いて、「報告事項」、「その他」へ進み、「報告事項(4)」を除き、すべてを終えた後に、暫時休憩を取ります。引き続き秘密会を宣言し、「議案第5号」「議案第6号」「報告事項(4)」の順に進みますが、これらについて関係部課長の出席を求め、再開をしたいと思っております。皆様ご異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし。

委員長

異議なしとのことですので、本日の議事進行につきましては、ご説明したとおり進行いたします。

それでは、議案第7号、「摂津市学校医及び園医、学校歯科医の変更の件」について、総務課から説明をお願いします。

総務課長

議案第7号、「摂津市学校医及び園医、学校歯科医の変更の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書等により説明】

委員長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。
味舌小学校の学校医である稲垣先生から松井先生になり、松井先生は三宅柳田小学校の校医であるため、兼務になるということですね。せつつ幼稚園は村田先生に、鳥飼東小学校は鈴木先生に新しくお願いするということですね。

他に何かご意見・ご質問等がございますか。それでは特にございませんので、議案第7号、「摂津市学校医及び園医、学校歯科医の変更の件」については承認いたします。

では、続きまして、議案第8号、「摂津市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部を改正する規則制定の件」につきまして、総務課より説明をお願いします。

総務課長

議案第8号、「摂津市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部を改正する規則制定の件」について、ご説明申し上げ承認を求めます。

【以下、議案書等により説明】

委員長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。前回の「その他」の時に、機構改革を説明いただきましたね。

山手委員

ご説明をお聞きして、スムーズに機構改革を行っていただいていると思えました。1つ質問がありまして、子育て支援課から「課の予算及び決算の調整に関すること」が改正により、なくなっており、また、学校教育課の「課の予算及び決算の調整並びに庶務に関すること」が「庶務に関すること」になっていますが予算と決算について、どうなるのでしょうか。

総務課長

教育委員会と市長部局で文言の統一がされていない部分がありましたので、市長部局の総務課とも調整し、統一させていただきました。

「課の予算及び決算の調整並びに庶務に関すること」を市長部局と同様「庶務に関すること」と統一しましたが、この「庶務」には予算や決算についても含まれます。係のない課には「庶務に関すること」を使っていませんので、子育て支援課には「課の庶務に関すること」は入れていません。

委員長

他に何かご意見・ご質問等がございますか。それでは特にございませんので、議案第8号、「摂津市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部を改正する規則制定の件」については承認いたします。

では、続きまして、議案第9号、「摂津市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」につきまして、生涯学習課より説

明をお願いします。

生涯学習課長

議案第9号、「摂津市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書等により説明】

委員長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。直接の現金の受け渡しではなくて、口座振込ということで、他の施設でもそうしていますので、良いと思います。

他に何かご意見・ご質問等がございますか。それでは特にございませんので、議案第9号、「摂津市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」については承認いたします。

では、続きまして、議案第10号、「摂津市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定の件」につきまして、こども教育課より説明をお願いします。

こども教育課長

議案第10号、「摂津市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書等により説明】

委員長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。幼稚園教育要領が改正されるに伴って、規則の文言が変わったということで、具体的にどう変わったかという点もご説明いただいたのですが、小学校にうまく接続するようという観点で変わったようですね。

次世代育成部長

小学校の学習指導要領も同時に告示されたのですが、それが移行措置の期間を経て、平成32年度から、完全実施されます。

幼稚園で新しい教育要領で教育を受けた子どもたちが、小学校で完全実施される時に入学して、新しい教育要領から、新しい学習指導要領にスムーズに接続できるように、前もって幼稚園が完全実施されます。課長からありました、「育みたい資質・能力」のところ

は、例えば、学校教育法で定義されております、学力の3要素、あるいは、小学校の指導要領の総則で述べられている、学力の3要素と、合致するものです。「つきたい力」というものは、幼・小・中、高も含めて、一本化を図っているということです。

西川委員 今、幼稚園について説明していただきましたが、保育所はどうなっていますか。

こども教育課長 保育所については、保育所保育指針というものがあまして、同様の改正が平成30年4月1日施行で行われます。

西川委員 つまり、就学前については、幼稚園であろうが、保育園であろうが、同じ方向を目指して、一貫性のある中で教育をしていく、あるいは、保育をしていくという理解でよろしいですね。

委員長 摂津市では、就学前から、小学校との接続に、特に丁寧にしていますので、この新しい要領に沿って進めていただきたいと思います。個人的には、「子どもたちが意欲をもって学びに向かう」という点で頑張ってもらいたいと思います。

委員長職務代理者 今説明していただいた資料の最後の方に、「幼稚園教諭と小学校教諭が、共通の5歳児終了時の姿が共有されていく」と書いてあります。これは今までは、どうなっていたのですか。今回、新たに出てきたので、完全に共有化されますということでしょうか。

こども教育課長 以前は、幼稚園教育要領については、先ほど説明させていただきました幼稚園教育において、「育みたい資質・能力」や、「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」は、この幼稚園教育要領には明記されていなかったのですが、今回、明記することで明確化されたということです。

委員長職務代理者 それで、小学校の先生も、このことを何らかの形で理解することになるのですか。

こども教育課長 これまで、こういった文言は、幼稚園教育要領には記載がなかつ

たのですが、今回、この幼稚園教育要領に記載され、明確化されたということで、小学校にも周知していくということです。

次世代育成部長

現行の学習指導要領において、国から発行されたものについて、例えば、小学校の学習指導要領については、幼稚園教育要領も、それから中学校の学習指導要領も同時に掲載されています。

現行の学習指導要領で言えば、接続というものを非常に意識して作っており、必ず、自分が教えている学校の前後についても、把握をしようということですので、まだ、刷り上がったものは出てきていませんが、その辺りを意識したものが前回同様、出てくるものと考えております。

就学前教育の手引きでも、「育みたい力」や「望ましい育ちの姿」等を記載していたのですが、それを今回、国が明確にしたということで、目標がよりわかりやすくなりました。目指す目標がわかりやすくなったということだと捉えています。

山手委員

先ほどの西川委員から、保育所についてはどうですかというお話がありまして、保育所も同様の改正があったということでした。

では、保育所の管理運営規則で改正するものはなかったのでしょうか。

こども教育課長

この幼稚園の管理運営に関する規則の中で、この幼稚園教育要領という文言が記載されていまして、今回、改正することになりました。保育所の管理運営規則の中では、保育所指針といった文言が入っていないので、改正する必要がありませんでした。

委員長

摂津市には、就学前教育の手引きという素晴らしいものがありますが、今回の改正で、就学前教育の手引きを改正しなければいけないということはないですか。

こども教育課長

今回、保育所保育指針も合わせて改正となりましたので、これまでの就学前教育の手引きも整合性を図って改正していきたいと思えます。

委員長

この手引きは非常にいいものなので、よろしく願います。

他に何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんので、議案第10号、「摂津市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定の件」については承認いたします。

では、続きまして、議案第11号、「平成29年度摂津市学力定着度調査の結果の公表を定める件」につきまして、学校教育課より説明をお願いします。

学校教育課長

議案第11号、「平成29年度摂津市学力定着度調査の結果の公表を定める件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書等により説明】

委員長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。

西川委員

先ほど言われたように、2年生から3年生、それから3年生から4年生で、差が広がったということで、これはどう分析をされているかということをお聞きしたいと思います。

学校教育課長

今回、特に3年生の結果が、あまりよくなかったという点につきまして、それぞれ細かく見ていきますと、学級の状態が落ち着かないクラスというのが、複数校の3年生にありまして、その学級の状態が大きく影響したというのが、主たる要因だと思っています。

西川委員

私は、その学級の状態を把握していませんが、おそらく、その3、4年生には、9歳の壁というのがあり、うまくその授業と子どもの状況というのがマッチしていないのかなと思っていました。今、一生懸命、摂津市の中では研究授業をされていますし、ぜひ、そういうものを深めていって、3年生、4年生の課題を乗り越えることができれば良いなと思っています。

学校教育課長

今年の結果の主たる要因は先ほど説明しましたが、過去3年間で言いますと、平成27年度は4年生が落ち込んでいました。昨年度は3年生と5年生がやや厳しい状況になっていて、今年は、3、4年生ということで、6年生になると挽回していくのが、この3年間の傾向です。3、4年生は、学級の状態もありますが、それ以外に

も、何か手立てが必要ではないかと思えます。

リコーダーが入ってきたり、習字が入ってきたり、様々な面で3年生は、授業の時数が増え、教科内容も幅広くなってくるところがありますので、手厚くしていかなければいけないというのは、いろいろ視察や研究しているうちに、我々も強く思うようになりました。

山手委員

この同一集団経年比較は、委員長がよくおっしゃっていたもので、確かにわかりやすいと思いました。

また、3、4年生が落ちて、5、6年生が少し踏ん張っているというのは学校で差が随分あるのでしょうか。

学校教育課長

3年生が厳しい結果であるのは、どこの学校も同じでした。特に、落ち着かない学級で、もう一段厳しい状況となるようなところがありました。4年生についても、概ねどこの学校でもやや厳しい状況がありまして、どこかがすごく良くて、どこかが非常に下げているというような感じではありませんでした。ただ、5、6年生になってきますと、学校間の差が少し出てくるところで、深く研究している学校では、向上傾向にある学年も見受けられました。

山手委員

3、4年はやはり先ほどから言われているように、全市的に「何かこういうことをすればいいのではないか」という対応ができるのではないのでしょうか。5、6年生は、いい学校の方法を取り入れることによって、少し大変なところでも上がる可能性があると思えます。

それと、この全国というのは、母集団はどうなっているのでしょうか。

学校教育課長

我々もそのことが気になりまして、以前、それを委託している業者に聞いてみたのですが、それについては公表できないということでした。非常に大手の会社で、こういう調査に関しては、実施母数が多いということはわかっております。

委員長

2年目となる昨年度は、全て上昇傾向でしたので、とてもいいと思ったのですが、今年はちょっと落ち込みましたので、残念に思い

ます。

その落ち着かない状況である学級では、いじめの報告事項も多いですか。

学校教育課長

必ずしもそうであるわけではないですが、そういう学級から、いじめ等の報告を受けることは、多い傾向があると思います。

先ほど、委員長から昨年度に上昇傾向であったというお話で、28年度は前年度からどの学年も、全国参加者平均に近づくという結果でしたが、今年度と平成27年度を比較すると、6年生の国語と3年生の国語、算数は平成27年度よりも下回っていますが、それ以外は平成27年度よりは平成29年度の方がいいという状況にありますので、平成27年度との比較も入れると良かったと思います。

委員長

先ほど西川委員がおっしゃったように、授業研究はどの学校も一生懸命取り組んでいまして、学校によっては、1つの学年だけではなく、全部の学年でしていたり、低・中・高学年でしていたりしますので、その辺りで中学年に力を入れていただいたら良いと思います。

6年生が授業研究発表をすると、そこに皆さんの意識が偏りがちですが、その授業を低学年からしっかりして、力をつけていって欲しいと思っていますので、授業研究が更に進めば良いなと思います。

ただ、授業研究も、1、2年では、深く研究する事はできないというのは感じていまして、長い間見せていただいて、やはり10年も授業研究をしている学校は、教員の負担にはなると思いますが、それだけ蓄積があると思えました。

教育長

先ほど課長からも説明がありましたが、全国学力・学習状況調査の結果から、56ページで、本市の子どもたちの家庭学習時間が非常に少なく、例えば全国で見ると、「ほぼ毎日」勉強をしているのは、1年から6年までで約60%になっていますが、本市の場合は、約30%ということで、非常に少ないです。

1日の勉強時間も非常に少ないという傾向が以前からありました。そして、宿題を増やすことが家庭の学習時間を延ばす1つの手

立てになるのではないかという理由から、採点補助員をつけましたが、報告によるとそれほど効果がないということでしたので、それよりも家庭での学習時間を増やすにはどうしたらいいのかということが、課題であるという話を聞いています。

委員長 自主勉強ノートを各校で作ってみたい、宿題プリントや統一プリントを出しているところもありますね。

教育長 いろいろ報告はいただくのですが、各学校が子どもたちに実際、家でどれだけ勉強しているのかを考えた時に、こういうアンケート調査を見ると、なかなか実際の学習には結び付いていないのではないかと思います。

来年もその辺りも含めて、改良を考えていきたいと思います。

委員長 他に何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんので、議案第11号、「平成29年度摂津市学力定着度調査の結果の公表を定める件」については承認いたします。

では、次に移ります。報告事項(1)事業実施に伴う後援等名義の使用許可について、総務課より説明をお願いします。

総務課長 [事業実施に伴う後援等名義の使用許可について説明]

委員長 説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんので、次に進みます。報告事項(2)平成30年度歳入歳出予算案(教育委員会所管分)について、総務課より説明をお願いします。

総務課長 [平成30年度歳入歳出予算案(教育委員会所管分)について説明]

教育総務部参事
子育て支援課参事
生涯学習課長
こども教育課長
学校教育課長
教育支援課長

委員長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご感想等はございますか
西川委員	学校マネジメント支援事業について、説明の中で、モデル的に3名配置ということですが、今後、どう展開していくのかお聞きしたいと思います。
学校教育課長	主に教員の勤務時間外の時間数を削減していかなければいけないと思っています。こちらを配置することで、どういった負担軽減がなされるのかを検証しまして、それを踏まえて、ゆくゆくは全小中学校に配置していきたいと思います。
山手委員	同じ学校マネジメント支援事業で、事務をサポートするということですが、具体的にはどんな業務になるのでしょうか。
学校教育課長	例えば、学習プリントの印刷や、掲示物の作成、掲示、授業の様々な教材、教具等の準備という業務でサポートしていただくよう考えています。
委員長	研究授業の時に、先生がいろいろなものを作って、黒板に貼っていますが、そういうものも作っていただけたら、大変助かると思います。
学校教育課長	内容に関しましては、教員が考えなければなりません、作業的な部分を補っていただく形で考えています。
西川委員	新規の魅力ある学校づくり事業について、詳しく説明していただけますか。
学校教育課長	既に、平成28年度と29年度、第五中学校には、先ほど申し上げました国立教育政策研究所から1名、加配措置をいただいています。その教員が中心となり、不登校児童、生徒数の減少に向けた取組を行います。 第五中学校の研究発表も見ていただきましたので、教育委員の皆様はよくご存知だと思いますが、その具体的な例が価値語運動です。

不登校の児童数、生徒数を減らすための取組を全国でされていますが、次年度については19の自治体の取組のノウハウや、広げ方のノウハウを、指導主事が2年間の委嘱を受けて、東京で年間4回開催されます研究会に参加をして見聞きし、また、こちらからも「こんな取組をしています。」ということ、2年目には発表するという内容です。指導主事がそういう見識を深めて市内の残りの小中学校区に広げていくという事業です。

教育長

補足ですが、「不登校の未然防止等の取組みを組織的に推進し」の組織的とは、市町村教育委員会という意味です。今まで不登校の取組というのは、各学校で行っていました。そういう取組を積極的にしている学校と、そうでない学校がありますので、今回、国立教育政策研究所が、市町村教育委員会がいかにして、各学校の取組をその市町村内に広げていくかというノウハウを全国的に調べていきたいということです。

本市は、第五中学校での取組がありましたので、広げていくものがありますから、後は、市町村教育委員会でどう広げていくのかということで、今後2年間、取り組んでいくということです。

他の市町村の中には、そういう取組がなかったところもありますから、まず、それを作りながら、教育委員会として、どう広げていくかを、両方しなければいけないということで、苦勞されているということも聞きます。

西川委員

予算的な話ですが、国の補助金はありますか。

学校教育課長

主に視察等に係る交通費ということで80万の補助金です。

委員長

今、価値語運動を、第四中学校でも始めていますので、他の中学校もできたら良いと思いますので、どう広げていくかは、ノウハウが必要です。

「うちは事情が違います」というようにシャットアウトしないで、そこの学校に合った方法で広げていただきたいと思います。

あと、摂津SUN SUN塾ですが、3会場から5会場へ広げるといっていますが、成果はどのくらいあがっていますか。

学校教育課長	<p>今年度、3会場で実施をしました。定員が150名のところ、現在、144名の参加がありまして、会場によって、子どもたちの雰囲気も若干違うのですが、概ね、学習時間が延びるとか、習熟の状況も良い方向に働く子どもたちも出ています。</p>
委員長	<p>学校訪問した時に、トイレが気になるという意見もありましたし、トイレを順次改装していくということは、非常に良いことだと思います。この予算で更に摂津の教育が良くなるようにと願います。</p> <p>他に何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんので、次に進みます。(3)平成29年度1月までの問題行動等報告について、学校教育課より説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>[平成29年度1月までの問題行動等報告について説明]</p>
委員長	<p>説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。器物破損が0件だというのは良いことだと思います。</p> <p>他に何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんので、次に進みます。(5)摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、こども教育課より説明をお願いします。</p>
こども教育課長	<p>[摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について説明]</p>
委員長	<p>説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。条ずれということと、改正について本市に影響がないということですので、よろしいでしょうか。</p> <p>他に何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんので、次に進みます。(6)各課事業日程報告について、総務課より説明をお願いします。</p>
総務課長	<p>[各課事業日程報告について説明]</p>

委員長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。
それでは特に質問等がないということですので、秘密会以外の審議につきましてはすべて終了いたしました。会議の始めにお諮りしましたとおり、ここで暫時休憩をとり、秘密会として再開いたします。関係者以外の方はこれで終了です。ご苦勞様でした。
では、暫時休憩します。

《暫時休憩》

委員長

それでは秘密会として再開します。
議案第5号「教職員人事の件」から審議を行います。学校教育課より説明をお願いします。

【以下、秘密会のため削除】

委員長

これにて秘密会を解きます。
では、本日の案件は全て終了いたしました。
これをもちまして、本日の定例教育委員会議を終了いたします。
ご苦勞様でした。